

土地の掘削・盛土等に伴う土砂災害防止法案

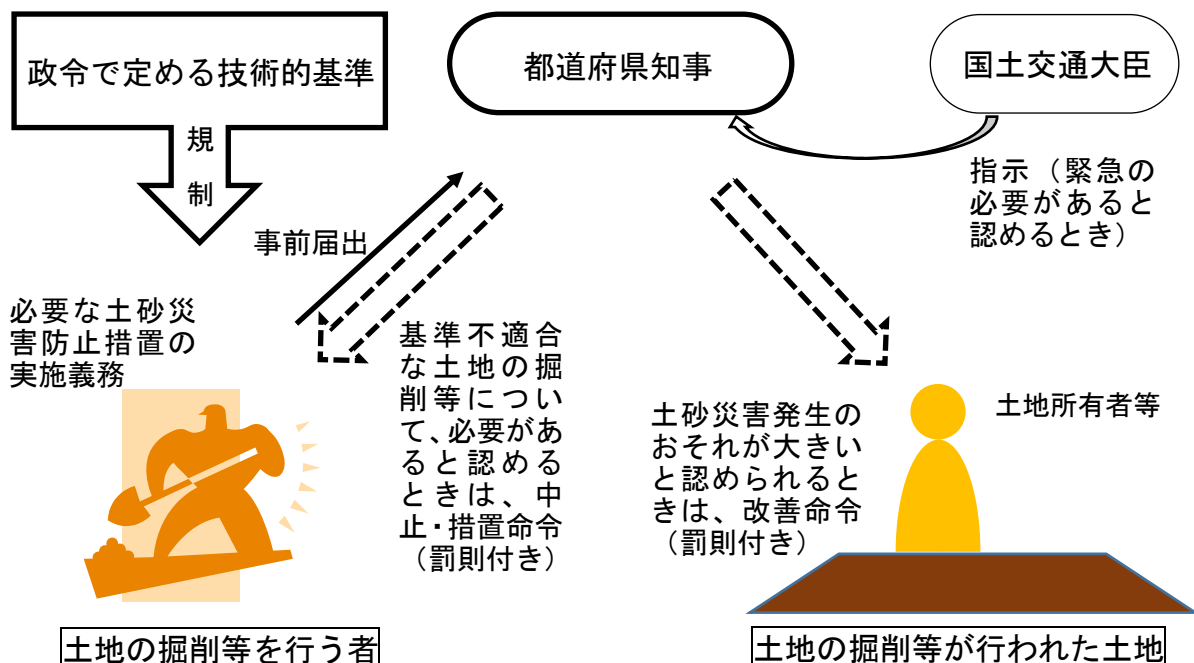
【新規立法】

＜立法の背景・趣旨＞

宅地造成工事以外の土地の掘削等について土砂災害防止に関する一般的規制がなく、また、盛土や不適切に積み上げられた建設残土が崩壊する事故が度々発生している。

→ 土地の掘削等（土地の掘削、盛土、切土等及び土砂等の堆積行為）に伴う土砂災害防止のため必要な規制を設ける必要がある。

- 1 土地の掘削等を行う者は、事前に都道府県知事に届け出るとともに、政令で定める技術的基準に従い、擁壁設置等の土砂災害防止措置を講じなければならない。
- 2 都道府県知事は、1の技術的基準に違反した者に対し、土砂災害防止のため必要があると認めるときは、当該土地の掘削等の施行停止や擁壁設置等の土砂災害防止措置を命ずることができる（罰則付き）。
- 3 都道府県知事は、土地の掘削等に伴う土砂災害発生のおそれ大きいと認められる土地（既存盛土等を含む。）がある場合には、一定の限度で、土地の所有者等に対して、地形・盛土の改良、土砂除去等のための工事を命ずることができる（罰則付き）。
- 4 国土交通大臣は、土砂災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができる。



注）条例による基準の上乗せ等を認める。